

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第15回）

日 時：令和2年8月4日（火）16:30～

場 所：県庁新館8階 801会議室

次 第

1 開 会

2 本部長訓示

3 議 事

（1）感染者の発生状況について

資料1

（2）各部の取組みについて

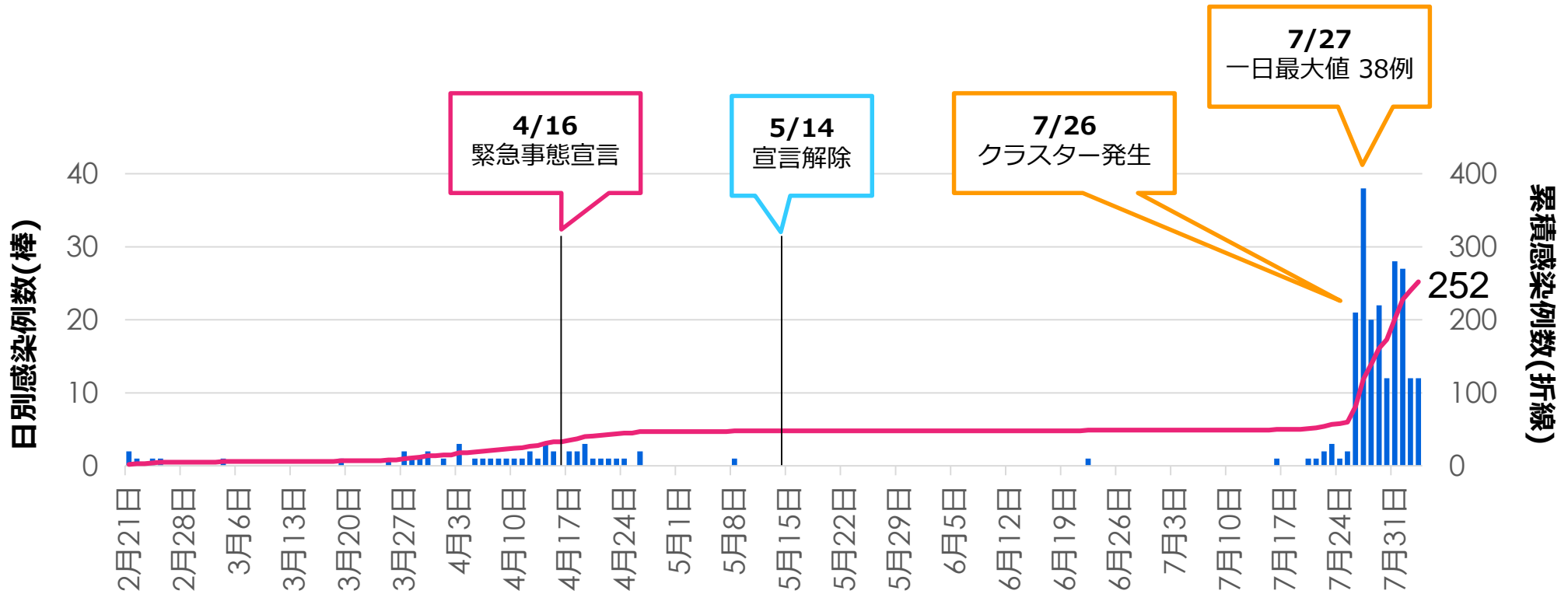
・ リスクレベルの引上げに伴う対策

資料2

資料3

（3）その他

熊本県の新型コロナウイルス感染症発生状況



熊本県内感染者の状況 (陽性確定：7/20～8/3)

項目	有明クラスター関係※	山鹿クラスター関係※	熊本市内飲食店クラスター関係※	県外からの移入	その他	合計
感染者数	86	48	8	28	32	202
率	43%	24%	4%	14%	16%	100%

※...クラスター感染者及び濃厚接触者等の関係者を含んだ数

熊本県リスクレベル

※あくまでも目安であり、現状がどのリスクレベルに位置付くか、また、具体的な対策は本県あるいは全国の感染状況及びその傾向（拡大・縮小）を踏まえ、実施する地域やその内容も含め、総合的に判断する。

リスクレベル	県の判断基準	対策例
レベル4 特別警報	県内で ①新規感染者15名以上 かつ ②リンク無し感染者8名以上	レベル3の対策に加え ・不要不急の外出自粛要請 ・県外等への移動自粛を要請 ・全ての催事等の自粛要請 ・施設への休業要請
レベル3 警報	県内で ①新規感染者10名以上 又は ②リンク無し感染者5名以上	レベル2の対策に加え ・週末等の不要不急の外出自粛要請 ・催事等の自粛要請 ・施設への休業要請
レベル2 警戒	県内で①新規感染者が発生 かつ ②レベル3に該当しない場合	レベル1の対策に加え ・感染拡大リスクを高める3つの密が重なる催事の自粛要請 ・不特定多数が利用する県有施設の閉館
レベル1 注意	①国内で新規感染者が発生 かつ ②県内では新規感染者が未発生	レベル0の対策に加え ・3つの密が重なる感染拡大リスクが高い活動や催事において、まん延防止対策を行う
レベル0 平常	国内で新規感染者が確認されていない	・新しい生活様式の広報・実践

※ 「リンク無し感染者」とは、感染源が特定できないもの。

※ **レベルを上げる場合は、週ごとに総合的に判断し、レベルを下げる場合は、前週、前々週の発生状況を踏まえ、同様に判断する。**

※ 各所管施設の開閉においては、所在する市町村と情報共有し、調整に努めること。

※ 3つの密とは、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

リスクレベルの引上げに係る対策について

【本県の感染状況（7/28~8/3）の特徴】

- ① 前週の68名と比較して、新規感染者が2倍程度の133名に急増（人口10万人当たりの感染者で全国7位との報道）。
- ② 感染者の70%程度が3つのクラスター（企業、高齢者施設、接待を伴う飲食店）由来。
- ③ 感染者の10%以上が県外からの移入による感染。
- ④ リンク不明者が19名で、全体の14%程度（全国54%）。
- ⑤ 期間中のPCR陽性率は6.7%
- ⑥ 確保病床400床に対して、入院患者数132人（病床稼働率33%）。軽症者等向けの宿泊療養施設を8/5（水）に開設し、60室程度を確保。

- 県民一人一人が最大級の危機感と当事者意識を持ち、感染拡大防止策を徹底する必要がある。
- 大きなクラスターは、医療提供体制及び保健所業務への負荷が大きく、繰り返さないことが最重要。
- 県外からの移入や接待を伴う飲食店など、リスクの高い部分に焦点を絞ったメリハリの利いた対策が必要。

【8月4日以降の対策】 リスクレベルを4に引き上げ、次の対策を行います。

総括

・ クラスター防止のため、改めて基本的感染防止対策、新しい生活様式の徹底を要請。

事業者

- ・ 企業及び事業所等に、別添の感染防止対策の実践を要請。
- ・ 高齢者施設、医療機関に、施設内感染や院内感染を防止する対策の徹底を改めて要請。（※7/29に通知を発出済）

特定 飲食店

- ・ 「特定の飲食店」※へ、ガイドライン等による感染防止対策を徹底するとともに、それが県民に分かるよう、別添のステッカー等を掲示することを改めて要請。（※7/30に通知を発出済）
 ⇒ 熊本市中心部の接待を伴う飲食店については、県・熊本市で連携して今週中に実地確認を実施。今後も感染拡大が継続する場合は、感染防止対策が徹底されていない店舗に対して休業要請を実施。
- ・ 県民へ、感染防止対策のできていない「特定の飲食店」の利用自粛を要請。

※...「バーやクラブ等の接待を伴う飲食店」及び「その他の酒類の提供を行う飲食店」（令和2年7月17日付け内閣官房事務連絡）

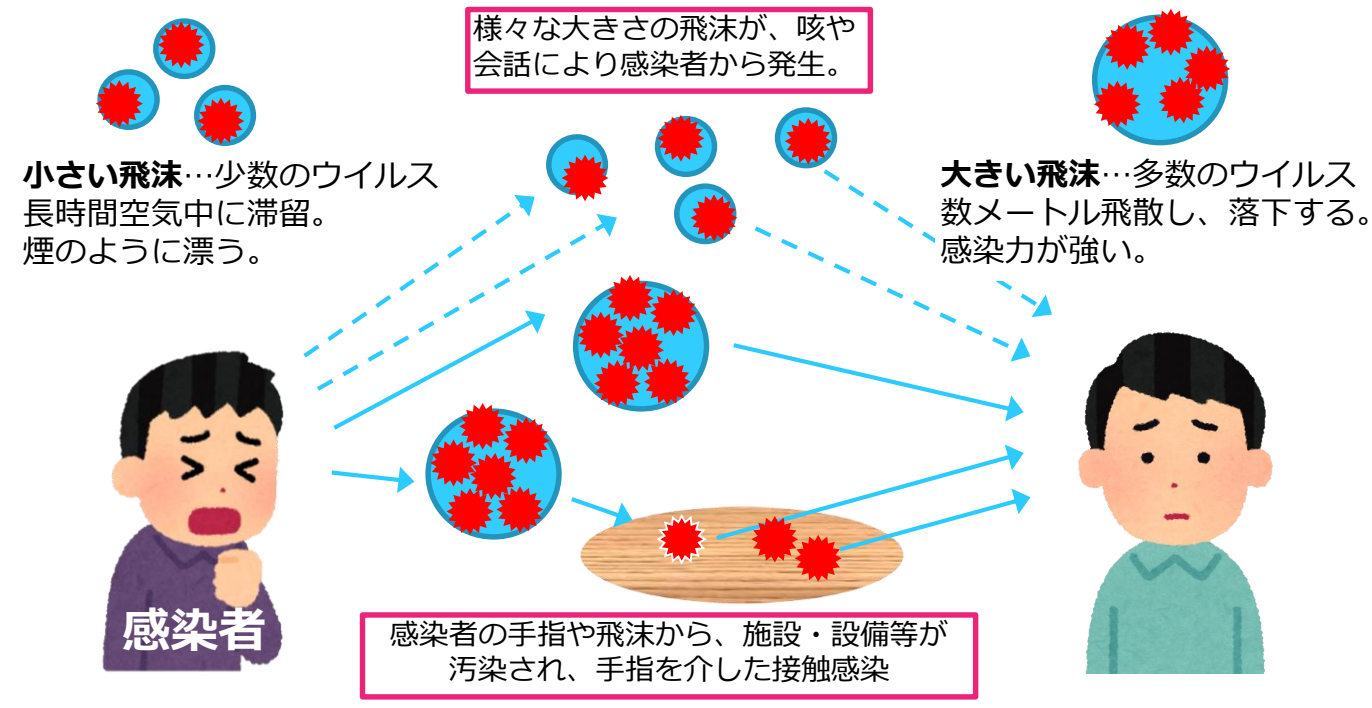
県民

- ・ 県民へ、引き続き、県外への不要不急の外出自粛を要請。
- ・ 県民へ、県外在住の親戚等へお盆期間等の帰省を控えることを呼びかけるよう要請。
- ・ 高齢者、基礎疾患を有する方及びその家族に、外出の際は感染防止対策を特に徹底するよう要請。
- ・ 感染防止対策の徹底ができない催事の自粛を要請。また、延期できる催事は極力延期を要請。（※感染防止対策徹底については要請済）

感染防止対策については、感染状況に応じて追加の要請等を行う。

新型コロナウイルス感染防止対策は 4つのポイントを抑えましょう！

新型コロナウイルスの感染模式図



1

従業員、来訪者の健康管理を徹底しましょう。

- ・従業員の健康管理(検温、風邪症状があれば休む)をルール化しましょう。
- ・体調不良時は、仕事を休める環境づくりに努めましょう。
- ・来訪者にも、同じルールを適用し、入退室記録を設置しましょう。
- ・厚生労働省がリリースした接触確認アプリをインストールして下さい。

2

大きい飛沫対策のため、マスク、ついたて設置、距離の確保等を行いましょ。

- ・基本的にマスク(又はフェイスガード等)を着用しましょう。
- ・マスク着用が困難な環境では、対面では座らないようにするか、ついたて設置をしましょう。
- ・特に、マスクを外す昼食時は上記に留意しましょう。
- ・職場で大声を出さないことをルール化しましょう。

3

小さい飛沫対策のため、換気を行いましょ。

- ・定期的に、できれば2方向での換気時間を設けましょう。

4

接触感染を防ぎましょ。

- ・こまめな手洗いが最重要です。全ての室内の入退室時に、手洗い又は消毒を行いましょ。

感染防止対策取組施設

熊本県感染防止対策チェックリスト
及び業種別ガイドラインに沿って、
新型コロナウイルス感染症防止対策
を徹底しています。

くまモンと
一緒に新しい
生活スタイルを！



手を洗うモン
#WashHands



くっつかないモン
#KeepDistance



換気をするモン
#OpenWindow

©2010 熊本県くまモン

宣言日

令和2年 月 日

施設名

(ステッカー)

熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 座長コメント
(8月3日現在)

- 熊本県内では、先週(7/28~8/3)で、新規感染者は133例(うち感染源が特定できないリンク無し感染者19名)が現時点で確認されている。前週や前々週に比べて新規感染者の数が急増している。また、日本各地の大都市や九州各県でも引き続き感染拡大が進んでおり、その影響も本県に到来している。
- 新規感染者の急増は、先週に引き続き、県北の2つの大規模クラスターによる影響が大きく、これらに関係する新規感染者で全体の約7割を占めている。また、感染源が県外に由来している事例も多い。
- 一方、熊本市内では、接待を伴う飲食店でのクラスター発生など、夜の繁華街に起因する感染増加がみられ、さらに、感染源が不明ないわゆる「リンク無し」感染者(市内15例、約5割)や、高齢者の感染者(市内6例、約2割)も増加している。
- クラスターの発生やリンク無し感染者の増加は、大規模な感染拡大の予兆になりうるものとして強い危機感を持って対応する必要があり、今後の動向をこれまで以上の強い緊張感を持って注視していく必要がある。
- 検査体制や医療提供体制の整備が進められているものの、新規感染者の急増でこれらに負荷がかかり始めている。このような状況から、現時点では、熊本県・熊本市ともに「レベル4 特別警報」に引き上げることが妥当である。
- 感染急増を防ぐためには、メリハリの利いた接触機会の低減を図っていく必要がある。クラスター対策、感染流行地との往来への注意、接待を伴う飲食店等への対策など、感染拡大のリスクが高い部分を実践に対応していくことが重要である。
- 感染が拡大している地域にお住いの県民・市民、事業者の皆様には、県境をまたぐ移動等はもちろん、日常的な外出の際も、これまで以上に注意を払っていただきたい。
- 県民・市民及び事業者の皆様は、密集・密接・密閉の「3つの密」の回避を一層徹底し、「新しい生活様式」の実践に一層取り組んでいただきたい。
- 全県を挙げて危機感を共有し、これらの行動を迅速かつ徹底して行うことが求められている。

令和2年（2020年）8月4日

新型コロナウイルス感染症軽症者等に係る 宿泊療養事業の開始について

- 明日（8月5日（水））から、熊本市内の宿泊施設において新型コロナウイルス感染症軽症者等の宿泊療養を開始します。
- なお、療養者のプライバシー保護、施設に対する風評被害の恐れ等を踏まえ、施設の名称等については非公表とさせていただきます。宿泊療養者の人数については、県から毎日情報提供します。
- 報道機関の皆様におかれては、療養される方が安心して療養生活を送れるよう、施設に関する取材や報道は控えていただきますよう、御協力をお願いします。

※ 宿泊療養の概要については別紙をご参照ください。

<お問い合わせ先>

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局公衆衛生対策チーム

○担当（施設運営等に関すること）：元島（健康づくり推進課内）

電話：096-333-2208 内線7071

○担当（施設に関すること）：増永（薬務衛生課内）

電話：096-333-2242 内線7184

別紙 新型コロナウイルス感染症軽症者等の宿泊療養の概要

1 宿泊療養事業実施の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、県内医療機関への入院患者が増加する中、医療提供体制に支障が出ないように、無症状や軽症の方については、施設で療養をしていただくものです。

2 宿泊療養の対象者

以下のすべての項目に該当する方（国の基準）

- PCR 検査等で新型コロナウイルスに感染していることが判明している方
- 無症状病原体保有者（症状はないが検査による陰性確認がされていない者）又は軽症患者（以下「軽症者等」）であって、症状や検査所見等を踏まえ入院治療を要しないと医師が総合的に判断した方
- 周囲に感染を広げないための留意点を遵守することが可能な方
- 以下のいずれにも該当しない方
 - ① 高齢者
 - ② 基礎疾患がある方（糖尿病、心疾患又は呼吸器疾患を有する方、透析加療中の方等）
 - ③ 免疫抑制状態にある方（免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方）
 - ④ 妊娠している方

3 宿泊療養を実施する施設について

- 本県では、県内16施設と協定を締結しています（令和2年8月4日現在）が、その中から療養者の健康維持やスタッフへの感染防止の観点から必要な設備等が整っている施設を選定し、療養者を受け入れます。
- なお、施設に対する風評被害の恐れがあるため、施設名称等については非公表としています。

4 運営体制

- 国からの通知に基づき、宿泊療養施設の確保は都道府県が行うこととなっています。本県では、県と熊本市が協働して24時間体制で施設を運営します。
- 運営スタッフ
（現場管理者）施設における全体統括、調整（24時間体制、3交代）

- (連絡調整員) 入退所者手続き・説明(電話)、物品の管理等(24時間体制、3交代)
- (生活支援員) 弁当等の配付、ゴミの回収等(日勤)
- (保健医療班) 健康管理等や体調等相談対応、体調不良時の対応
- 医師(24時間体制(オンコール)、2交代)、看護師(24時間体制、2交代)
- (施設管理者) 施設の維持・管理等

5 施設での感染防止対策について

運営スタッフ等への二次感染を防止するため、専門家の指導・助言の下、以下のとおり感染予防策を実施します。

- 運営に従事する職員は出勤した際、検温し、体調確認を行ったうえで業務に従事します。
- スタッフは勤務中、常時マスクを着用し、手洗い、手指消毒を行い、健康管理を徹底します。
- 療養者が過ごされるエリアとスタッフが活動するエリアを分けし、療養者とスタッフが接触しないようにします。
- なお、スタッフが食事の提供やゴミの回収で療養者のエリアに入る場合は、マスクに加え、感染防護具を着用します。
- 弁当殻、スタッフが着用した防護具など、療養者のエリアで発生したゴミは、感染性廃棄物として廃棄処理を行います。
- 療養者が使用された居室は、退所後、専門業者による消毒及び清掃を実施します。

6 療養者の移動

- 療養者は県、または熊本市が用意した車両で、入院中の医療機関から宿泊療養施設に移動していただきます。
- また、施設からの退所時は、家族の迎えの車両等を利用してご帰宅いただきます。

7 施設内での療養者の生活

- 療養者には、各自の居室内でお過ごしいただきます。(全室Wi-Fi完備)療養中、施設の外に出ることはできません。また、原則としてご自身の居室のフロア以外への移動もできません。
- 食事は1日3食、お弁当と飲み物をご用意します。
- 毎日2回検温、酸素飽和濃度をご自身で測定いただき、健康管理時に看護師から電話で確認します。

- 体調が悪化した場合は、看護師または医師が問診により症状を確認し、医療機関への搬送が必要になった場合は医療機関への搬送を行います。

8 退所について

国の基準に基づき、以下の場合に、医師の判断を経て退所となります。

- ① 有症状者
発症日から 10 日間経過し、かつ症状軽快後 72 時間経過
- ② 無症状者
陽性確定に係る検体採取日から 10 日間経過

9 退所後について

施設退所後は従来の日常生活に戻ることができますが、退所後 4 週間は一般的な衛生対策の徹底に加え、健康状態について毎日確認していただき、体調に変化があった場合は、速やかに保健所に連絡していただくように依頼します。